

人間らしく働くルールを確立し、ワーキングプアをなくすため、

労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正することを求める決議

1 1985年に655万人だった非正規労働者は毎年増え続け、2007年には1726万人、全労働者の33.7%に達している。女性労働者や青年労働者では2分の1を超えるにいたっている。派遣労働者も、1986年度の14万人から2006年度の321万人へと急増している。しかも、06年度の321万人のうち、234万人は地位の極めて不安定な登録型派遣労働者である。このようななかで、2006年には、年収200万円以下の人が21年ぶりに1000万人を超えている。派遣労働者の約5割は年収200万円以下である。働いても生活保護水準以下の生活から抜け出せない世帯が450万～600万世帯といわれている。

以上の実態から明らかなように、急増するワーキングプア（働く貧困層）の元凶は、非正規労働者の急増、とりわけ派遣・請負労働者の急増である。

2 雇用した労働者を第三者のもとで働かせる労働者派遣は、使用者責任をあいまいにし、強制労働や中間搾取の温床になることから、「労働者供給事業」として職業安定法第44条で禁止されていた。違法な派遣労働がはびこるなかで、それを追認、合法化したのが1985年に制定された労働者派遣法である。労働者派遣法は、1986年の施行当初、専門的13業務で出発したが、その後、規制緩和を求める財界の要求に押されて、1999年改正では派遣対象業務を原則自由化するにいたった。

派遣対象業務が原則自由化されるなかで、労働者派遣法の派遣先責任をもまぬがれようとする偽装請負や究極の不安定雇用である日雇い派遣が横行している。偽装請負は、実質は派遣であるのに請負の形をとって、期間制限と雇用申込み義務等の派遣先の責任を潜脱し、請負契約打ちりの形で首切りを自由にするものである。日雇い派遣では、常に失職の危険にさらされ、将来設計もまったく立たず、低賃金と多重派遣や労災かくし等の無法が横行している。

3 偽装請負、日雇い派遣などの無法が横行するなかで、いま、労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正することを求める国民世論がまきおこっている。自民党をのぞく、日本共産党、社民党、民主党、国民新党、公明党の各党は、それぞれ、労働者派遣法の改正案を発表している。司法の場でも、松下PDP事件大阪高裁平成20年4月26日判決は、「(1審被告・パスコ間、1審原告・パスコ間の各契約は)脱法的な労働者供給契約として、職業安定法44条及び中間搾取を禁じた労働基準法6条に違反し、強度の違法性を有し、公の秩序に反するものとして民法90条により無効」、「(1審原告・1審被告の)両者の間には黙示の労働契約の成立が認められる」と、偽装請負を厳しく断罪し、派遣先の直接雇用責任を認めている。

- 4 自由法曹団は、次の原則を尊重し、労働者派遣法を派遣労働者保護法へ早急に抜本改正することを求めるものである。
- ① 労働者派遣は、「臨時的・一時的なものであり、常用雇用の代替にしてはならない」との原則を明確にし、派遣受入れ期間の上限を1年とする。
 - ② 労働者派遣は、専門的業務に限定し、現行の専門的26業務が派遣対象業務としてふさわしいか否か見直す。
 - ③ 労働者派遣は、常用型を基本とし、登録型は例外とし、日雇い派遣は禁止する。
 - ④ 派遣期間制限違反、偽装請負、禁止業務への派遣、多重派遣等の違法派遣があった場合は、派遣先が直接雇用したものとみなす。
 - ⑤ 派遣元のマージン率を制限する。
 - ⑥ 賃金、福利厚生等について、派遣労働者に対する均等待遇を保障する。
 - ⑦ 安全衛生管理責任や労働災害補償責任は、派遣元・派遣先の共同・連帯責任とする。
 - ⑧ 労働契約の中途解約を制限する。
 - ⑨ 派遣元・派遣先での派遣労働者の労働組合の活動を保障し、派遣先の団体交渉応諾義務を明記する。
- 1 自由法曹団は、憲法が保障する人間らしく働くルールを確立し、ワーキングプアをなくすため、労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正するため、全力をあげる決意である。

2008年5月26日

自由法曹団2008年5月研究討論集会